

障害年金について

障害年金とは、公的年金加入中の傷病により障害を負った場合に支給される制度です。

【内容】

受給要件（下記の3つの条件の全てに該当する方に支給されます）

- 障害の原因となった傷病の**初診日**（一部発症日の場合があります）が、**国民年金又は厚生年金保険の被保険者期間中**にあること。
- 初診日の前日までに**一定の保険料納付要件**を満たしていること。
- 障害認定日**において、障害の程度が政令で**定められた一定の基準以上の状態**であること。（「病だから 級です」と即答できるものではありません）

年金支給の形

障害程度	初診日に国民年金に加入 (第1号・第3号被保険者)	初診日に国民年金と厚生年金に加入 (第2号被保険者)
1級	1級の障害基礎年金 (993,100円)	1級の障害基礎年金 + 1級の障害厚生年金 (左記の金額 + 報酬比例の年金額 × 1.25)
2級	2級の障害基礎年金 (794,500円)	2級の障害基礎年金 + 2級の障害厚生年金 (左記の金額 + 報酬比例の年金額)
3級		3級の障害厚生年金 (報酬比例の年金額)
3級より軽症		障害手当金(一時金) (報酬比例の年金額 × 2.0)

1・2級はどちらの年金でも、配偶者がいる場合は「配偶者加算」、障害1～2級の子がいおる場合は「子の加算」が加給されます。

【申請窓口】

初診日に加入していた制度に応じて次の通りです。

国民年金・・・住所地を管轄する市町村役場

厚生年金保険・・・原則として最後に勤めた事業所(在職中に受けるときは現在勤めている事業所)を管轄する社会保険事務所

【診断書の種類】

眼 聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく嚥下機能、言語機能 肢体不自由
精神疾患 呼吸器疾患 循環器疾患 腎疾患・肝疾患・糖尿病 血液・造血器
その他の疾患

こちらは参考資料となります。
詳細についてのご相談は医療相談員にお声をおかけ下さい。



医療法人社団 三思会 くすの木病院
医療相談室
TEL:0274-24-3111(代)

平成22年4月現在